

石川県建設工事請負業者の指名停止について

1 指名停止業者名及び住所

(株) 米木工務店 羽咋郡志賀町堀松卯一 1 2

2 指名停止期間

令和5年11月22日 から 令和6年6月21日 まで (7箇月)

3 指名停止事由

志賀町が令和5年6月に開札した「町道第155号高浜志賀の郷線道路改良工事(その3)」の入札に関して、同年11月20日、公契約関係競売入札妨害及び贈賄の容疑で(株)米木工務店の代表取締役が逮捕された。

上記事実は、石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱別表第2第2号及び第11号に該当すると認められるため、指名停止とする。(土木部入札審査委員会決定)

(参考)

石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱別表第2 (贈賄及び不正行為等に基づく措置基準)

措置要件	期 間
(贈賄) 2 次のア、イ又はウに掲げる者が石川県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人	3箇月以上 9箇月以内 2箇月以上 6箇月以内 1箇月以上 3箇月以内
(競争入札妨害又は談合) 11 次のア又はイに掲げる者が、石川県、新潟県、富山県及び福井県の区域内の他の公共機関の工事に関し、競争入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等又は使用人	3箇月以上 12箇月以内 2箇月以上 12箇月以内

土木部監理課 入札・契約G
担 当 新田
内 線 5023
外 線 076-225-1712